アメリカにおける犯罪のリスクと個人のセキュリティ――今野・髙橋 研究ノート

アメリカにおける犯罪のリスクと 個人のセキュリティ

今 野 健 一高 橋 早 苗

はじめに

日本における個人のセキュリティ確保は、ここ数年のうちで犯罪・治安問題が急速に社会問題化したことにより(「安全神話」の崩壊)、政策課題としての重要性を増しつつある。一方、欧米諸国は、日本とは異なって、すでに過去数十年にわたる深刻な犯罪・治安問題を経験しており、その克服のため、旧来の刑事司法の施策の枠を超え、包括的な取り組みが行われてきた。我々の研究の目的は、このような欧米諸国のセキュリティ問題につき比較検討を行うことである。その第一段階として、イギリスとフランスの基礎的な研究に着手し、その成果を別の論文¹で発表している。そこで示唆したのは、イギリス・フランスでも、その具体的な犯罪統制の態様にニュアンスの差異があるとしても、いかに犯罪問題に対応するかが重要な政治的アジェンダであり続けていると同時に、公的・私的な多様な対応には多くの問題が含まれている、ということである。今回取り上げるアメリカも例外ではない。アメリカは、犯罪の常態化にあえぐ社会の代表的な例である。

本論文では、次のように検討を進める。まず、アメリカにおける犯罪 の動向とそれに対応する刑事政策の概略、および一般市民の犯罪リスク

法政論叢----第31号(2004)

を明らかにする。次に、市民の犯罪恐怖の上昇と、それに伴う私的なセキュリティの興隆の状況を取り上げる。第3に、市民の安全確保に関わる警察活動の動向を歴史的に概観した後、代表的なポリシングの形態を素材に、それらの意義と問題占を検討する。

1. アメリカ社会における犯罪の動向

どの社会においても、犯罪は社会の安定を脅かしかねない問題として 存在するが、犯罪の数やパターン、一定人口あたりの犯罪の頻度などは、 それぞれの社会に特有の傾向を示す。したがって、我々がセキュリティ について論じようとする場合、犯罪率や犯罪傾向を明らかにすることか ら始める必要があるだろう。アメリカについて言えば、我々日本人が様々 なメディアを通じて形成してきた一般的なイメージとは異なり、必ずし もすべての犯罪で犯罪率が一様に高いわけではない。財産犯罪や致命的 傷害を与えない暴力犯罪については、ヨーロッパの国々と比較して特に 顕著であるとは言えない。しかし、殺人や武装強盗のような重大な暴力 (grave violence) については、犯罪率の高さが際立っている。殺人死亡 率を比較すると、アメリカは、北アイルランドの2倍、カナダやオース トラリアの4倍、スペイン、フランス、ドイツの9倍、イングランドや 日本の15~20倍に達している2。もちろん、このような致命的な暴力につ いては、殺人に用いられる凶器のありようと密接な関係がある。銃器所 有が個人の権利として確立されているアメリカでは、合法・非合法に銃 器が遍在している。私的に所有されている銃器の数は、1990年代前半で 2 億~2.5億といわれ、35~50%の世帯が少なくとも1つは火器を所有し ていると見積もられている。したがって、犯罪行為の場面に、銃器が何 らかの形(加害者側の威嚇、凶器の他に、被害者側の自己防衛など)で

関係する可能性が高く、それだけ行為の結末が重大な傷害に結びつく可能性が高いと思われる。事実、2000年に発生した重大暴力犯罪の被害者のうち、53万人以上が火器携帯の加害者と遭遇しているし、殺人事件に関しては、その66%が火器による犯行であった⁴。アメリカの犯罪問題における銃器⁵というアポリアについては、我々の研究に大きな意味をもつので、稿を改めて論じる予定である。

アメリカの犯罪率(特に重大暴力犯罪)を時系列的に見た場合、20世 紀を通じてずっと高い水準にあったわけではない。連邦捜査局(Federal Bureau of Investigation: FBI) による Uniform Crime Reports (以 下、UCR)のデータによれば、1940~50年代には犯罪率が低い傾向が続 いていたが、1960年頃を境にして、急激な犯罪率の上昇が始まっている。 1970年代の後半からは、年毎に多少の変動はあるものの、全般的に見て 横ばい状態であり、高い水準で「安定期」にあるという見方が多い6。さ らに、UCR の指標犯罪のそれぞれの動向には類似点が見られるで。殺人率 について見ると、1990年代に入って減少し始め、世紀転換期には1960年 代のレベルに落ちたが、いくつかの大都市では再び上昇の兆しが見える という。したがって、犯罪率の動向を概観した限りでは、1960年代の犯 罪率の急上昇をきっかけとして、アメリカ社会は高い犯罪率が常態化す る社会に変化したと見ることができよう。ちなみに、この犯罪率の全体 的傾向のなかで見えにくくなっているものの、重要な変化が見られたの が、少年の暴力犯罪の傾向である。1970年代、1980年代前半に高い水準 ながら停滞していた暴力犯罪率は、1985~1993年に爆発的に上昇してい る。加えて、懸念されるべき徴候として、若者の重大暴力犯罪の増加に 銃器が深く関わっていることが挙げられる⁸。

一方、このような犯罪の上昇に対して、アメリカ社会はどのように対応してきたのだろうか。1960年代の犯罪率の急増を受け、犯罪問題への対応を迫られたジョンソン大統領は、「法執行と司法運営に関する大統領

委員会」(President's Commission on Law Enforcement and Administration of Justice)を設置した。同委員会は、1967年に、犯罪問題への対応に関する包括的な内容をもつ浩瀚な報告書を提出した。その基本的な考え方は、警察や刑事司法システムが単独で犯罪の減少を導くことは不可能であるとする点にあった。このような視点から、社会の構造的問題への取り組みが課題とされ、貧困・教育・雇用などに関わる社会福祉政策との広汎な連携が説かれていた。この点は、ジョンソン大統領の掲げた「貧困との戦い」(War on Poverty)という政治スローガンと密接な関連性を有するものであった。他方、刑事司法に関わる内容としては、犯罪者の社会内処遇の推奨など、リベラルな施策が打ち出されていた。

このような大統領委員会の諸勧告からも看取されるように、1960年代における犯罪対応政策はリベラルな特性を帯びていた。そのことを示す幾つかの客観的事実を取り上げてみよう。1960年代は、刑務所人口が減少するという点で、アメリカの受刑者拘禁の歴史でも稀な時期にあたっていた。この時期には、立法者や犯罪学の専門家の間で、刑事処罰への不干渉(hands-off)アプローチが支持され、裁判官や仮釈放委員会に犯罪者処遇に関する大幅な裁量を委ねる諸立法が生み出された。アメリカにおける死刑の適用は1960年代を通じて減小し、1968~1976年には一度も執行されなかった。薬物所持や公共の場所での酩酊、秩序を乱す行為を取り締まる法律の執行は、1960年代から70年代初頭には、現在ほど強調されていなかった — 等々。大統領委員会の報告書は、こうしたリベラルな時代の最後の証しの1つであった10。

このような soft on crime の政策は、ジョンソン委員会の活動後、数年を経て経験された保守主義的な革命の結果、1970年代には tough on crime へとラディカルな変容を見せることになる。70年代以降の犯罪対応政策の保守化は、刑罰の厳格度を高める「厳罰化」の方向で現れた。そのような方向を支持する多数の立法が生み出され、例えば、1994年の「暴

力犯罪統制および法執行法 | (Violent Crime Control and Law Enforcement Act of 1994)、別名「三振アウト法」がよく知られている¹¹。性犯 罪歴のある者について、個人情報を警察当局に登録するよう義務づけた り、居所に関する情報を地域住民に提供するなどの内容をもつ立法 (Megan's Law)の普及も最近の傾向である。また、死刑の適用の復興、 非暴力犯罪や秩序違反行為への法執行活動の上昇なども指摘されている。 さらに、犯罪者に対する十分な制裁の確保が主張され、裁判官や仮釈放 委員会の裁量が制限されるようになった¹²。このことと関連して、刑務所 等の施設収容者の急増、保護観察や仮釈放の利用の増加などが見られた。 Ruth と Reitz によれば、1970~2000年の30年間で、総人口は35%増加し たのに対し、刑務所の収容人口は500%以上の増加を記録したとされる13。 保護観察・仮釈放も同じ期間に爆発的な増加を見せるが、条件違反によ るそれらの取消しによって刑務所に収容される割合も増加した。1997年 には、カリフォルニア州の入所者の64%、ルイジアナ州では54%、ユタ 州では51%が、そのような形での入所となっている⁴。さらに、増え続け る刑務所・拘置所の収容者の内訳については、1980年代、1990年代の傾 向として、アフリカ系の男性は白人男性の7~9倍の収容率であること に加えて、ヒスパニック系の収容者数が急増している点も見逃せない。

さて、これまでアメリカの1960年代以降の犯罪動向とそれに対する刑事司法制度の変化について簡単に見てきたが、この節の最後として、犯罪の加害者と被害者のプロフィールから、アメリカの暴力犯罪のリスクについてより輪郭を明確にしたい。データの正確さに関わる問題と、身体的暴力に焦点をおく我々の研究目的により、殺人に関して述べると、加害・被害の双方に関して人種的な偏りが非常に大きいことが最も注目される点である。1990年代の殺人の被害率に関して、アフリカ系の被害率は白人の6~7倍である。殺人の加害率については、1993年にアフリカ系男性は、白人男性の9.5倍であった15。前述のように1980年代後半か

法政論叢——第31号(2004)

ら90年代にかけて急上昇した若者の暴力については、その増加分のほとんどはアフリカ系の男子に帰せられ、殺人の加害・被害ともにアフリカ系男子が白人男子よりもはるかに高い。1993年までにはアフリカ系男子(13-17歳)の殺人加害率が10万人あたり120、アフリカ系男子(18-24歳)のそれが280に達し、10年前に比較して3~4倍になっている¹⁶。さらに、1998年のアフリカ系アメリカ人市民の殺人被害に関して、その94%がアフリカ系の加害であるという。

こうした傾向から推測されるのは、犯罪のリスクは空間的・社会的に偏る傾向にあり、一般的に最も貧しく、地域社会の荒廃が問題となっている、マイノリティが多く居住する地域で、加害・被害ともに集中している、ということである。

2. 犯罪恐怖と私的なセキュリティ

前節で概観した1960年代以降の犯罪の上昇と常態化に直面してとられた犯罪対策の背景には、世論による強い支持が存在したであろうことが考えられる。これは、いわゆる犯罪恐怖(fear of crime)の問題と関わっている。1960年代以降の犯罪の急増に直面した人々が、犯罪被害に遭うことが自分とは無関係ではないこと、1970年代・80年代に入って、もはや高犯罪状態は単なる一時的な社会状況ではなく、慢性的に存続していくであろうことを感じ取り、一層恐怖感を募らせていったことは、想像に難くない。

さらに、市民のそのような恐怖や不安は、マスメディアの報道によって、いっそう煽られるかもしれない。Best は、現代アメリカ文化の中心的テーマとしての「ランダム・バイオレンス」(random violence) に着目し、1985年以後の新聞・雑誌に掲載されたその表現について検討を行

った。その結果、「ランダム」という言葉がほとんど吟味されずに用いられると同時に、《尊敬すべき人物が見知らぬ人間から理由もなく突然暴力攻撃を受ける》といった具合に事件が往々ドラマティックに紹介されることにより、人々の恐怖心を実態以上に煽る傾向があることを指摘した。「誰でも、いつでも、犯罪に暴力に巻き込まれる可能性がある」という含みは、社会的関心を喚起するために用いられ、人々の間で強力なイメージを呼び起こす一方、犯罪の真の姿(パターンや傾向)を人々の目から覆い隠すものであり、また如何なるイデオロギー的アジェンダにも適合するように仕立てられている、として批判される。先述したように、暴力犯罪の被害者・加害者の詳細な分析は、人種や民族等の属性に応じて強い偏差があることを示しており、それゆえ実際の犯罪のリスクは平均化されえない。にもかかわらず、強調される犯罪のランダム性は、正確な情報に基づかない恐怖を与えるという点で、大きな問題を抱えている。

事実、犯罪恐怖(人々の犯罪リスクの認知)が実際の犯罪動向(犯罪リスク)とは独立の要因として作用することは、多くの研究で実証されている。犯罪恐怖は、実際の犯罪動向と疎遠だとしても、政策形成に対しては非常に大きな影響力を及ぼすものである。そうであるがゆえに、現在の犯罪対策にとって、実際の犯罪を減少させる(犯罪リスクの減少)だけでは十分とは言えず、犯罪恐怖を減らすことも重要な課題となっているのである。この点については次節で論じることにして、ここでは、セキュリティを渇望する心性がますます高まっている徴候について、簡単に触れておくことにする。

まず、セキュリティのプライヴァタイゼーション(privatization)の進行が挙げられる。セキュリティを求める人々の需要は、もちろん警察など伝統的に安全確保の役目を担ってきた公的機関の機能向上に向けられる一方、それと同時に、自己防衛の様々な手段が講じられる。個人に関

しては、住宅や自動車などの資産を守るためのセキュリティ装置や商品、 警備員への出費など金銭的な負担から、「状況的犯罪予防」に沿った自衛 行動の実践、近隣の安全活動への参加などが挙げられる。ビジネス組織 もまた、安全確保のための設備、技術、人員やセキュリティ・システム の導入など、投資を余儀なくされている。W. Cunningham らの1984年の 報告によれば、ガードや私的警察などのセキュリティ人員は1970年の40 万人から20年間で125%増加し、設備や人員などを含めた私的なセキュリ ティの出費については、公的な警察のそれを5割以上も上回り、さらに、 非番の警察官の約15%が私的領域で雇用されるものと見込まれていた。 さらに、連邦議会の報告書では、2000年までに私的領域のセキュリティ 関連の雇用者は、公的な法執行関係者の3倍に上るものと見積もられて いた¹⁷。我々の別の論文で取り上げたイギリスの場合と同様に、アメリカ においても私的セキュリティの拡大が顕著である。

市民の居住空間に目を向けると、プライヴァタイゼーションの別の形態として注目されるのが、「ゲイテッド・コミュニティ」(gated communities)の成長である。Blakely と Snyder によれば、ゲイテッド・コミュニティの需要は年代を追うごとに変化し、1980年代の開発当初には平均以上の収入・教育歴をもつ人々が不動産投機目的や贅沢な消費志向のためにそれを求める傾向にあったが、最近は主に犯罪恐怖からより高い安全性を求めてそれを選択するケースが多いという。Blakely らは、1997年までに大都市圏を中心に2万以上のゲイテッド・コミュニティが存在し、居住者は840万人に上ると見積もっている18。アメリカの郊外化は、20世紀を通じてインナーシティの貧困、マイノリティや犯罪の集中から逃れる形で進行したが、郊外でも安全な空間がもはや存在しないとすれば、「セキュリティは、場所(location)にのみ見出すことはでき」ず、「開発の形態=ゲイテッド・コミュニティ」に求められていると言える19。富裕層を中心とする特権的な階層は、より堅固で完全なセキュリティを求めて、

アメリカにおける犯罪のリスクと個人のセキュリティ――今野・髙橋 内と外との境界線をポリシングする究極的な排外的形態としてのゲイテッド・コミュニティを選択し、社会的関係性の世界から手を引こうとするのである。

3. ポリシングの改革をめぐる政策と議論

伝統的に市民の安全確保と治安維持に携わってきた警察機関の活動を めぐっては、もちろんアメリカでも多くの議論がある。また、近年、犯 罪統制に関する実験的な試みが多数現れており、それらをめぐる議論も 活性化している。ここでは、アメリカにおけるポリシングについて、そ の歴史的動向を概観した後、新しいポリシングの形態を素材として、若 干の検討を試みたい。

1) ポリシング改革の歴史的動向

19世紀の警察は、地方の政治システムに組み込まれていた。腐敗や市民 (特にマイノリティ)への虐待により批判が高まり、20世紀初頭に、革新主義運動と連動した警察改革運動が進められることとなった。プロフェッショナリズム運動として知られるこの改革運動は、従来の圧倒的な政治的干渉からの警察の自律性を希求した。警察部長による集権的な管理運営機構を確立すること、警察官を「犯罪と戦う戦士」(crime fighter)と位置づけることなどが、その改革戦略の要諦であった。この運動は、特に、警察の法執行手続に関わる諸原則が判例上確立される1960年代に、手続的適正さを確保されたポリシングを教導する指導理念として、その正当性が承認された²⁰。

しかし、1960年代から犯罪率が急激に上昇したこともあって、改革の 有効性や妥当性に対する批判が強まる。Kelling と Coles は、警察改革戦 略が、従来の警察任務(機能)から「犯罪予防」を抜き去り、殺人・強盗・強姦などの重大犯罪にポリシングの重点を置くよう奨励した点を、犯罪統制に関わる改革の失敗の原因として重く見ている。それによると、警察官の任務は、パトカーに乗り、市民からの通報に対応し、犯罪者を逮捕することであるという「法執行」戦略は、ほとんど成功を収めることはなかった。市民はむしろ、軽微な犯罪や無秩序(disorder)への対応を強く求めており、この要求に応えられない警察活動は、犯罪に対する市民の不安を払拭できず、それに伴って警察への信頼を失わせることになった、というのである²¹。警察とコミュニティの距離を近づけようとする政策はジョンソン委員会によっても推奨されていたが、逆に、警察関係者の間では、60~70年代における都市暴動や公民権運動、ベトナム反戦運動などの高まりを背景に、「コミュニティ」を敵対視する心性が醸成された。彼らは、インナーシティの住民や群れる若者たち、「60年代世代」を、社会を破壊しかねないアナーキーで反道徳的な勢力と見なしたのである²²。

1970~80年代にかけて、警察活動に関する夥しい数の研究が行われ、その改良の方向性が模索された。その過程で、従来の警察のプロフェッショナル・モデルでは等閑視されていた、秩序の維持や犯罪予防の活動を重視し、警察と市民(コミュニティ)との協調による新しい犯罪統制を目指す試みが、次第に注目を集めるようになった。「秩序を求める市民の声に応じて、多くの都市では、秩序維持と犯罪予防を強調する新しい警察戦略とともに、警察と協調しながら行われる犯罪統制への市民参加が行われている」²³。ここでは、新しいポリシングの2つの方向性を取り上げることにする。1つは、割れ窓理論(Broken Windows Theory)として知られるWilsonと Kelling の犯罪予防理論に着想を得て、ニューヨーク市で実践された「ゼロ・トレランス」(Zero Tolerance)戦略ないし「秩序維持ポリシング」(Order-Maintenance Policing)である。もう

アメリカにおける犯罪のリスクと個人のセキュリティ――今野・髙橋

1つは、「コミュニティ・ポリシング」(Community Policing)ないし「問題志向型ポリシング」(Problem-Oriented Policing) の名称で総称される、多様な警察活動である。

2) 割れ窓理論とゼロ・トレランス

割れ窓理論(Broken Windows Theory)は、Wilson と Kelling が1982 年に発表した論文24で提唱された犯罪予防理論である25。それによれば、 ビルの割れた窓を放置しておくと、そこが管理や監視の行き届かない場 所であることが明らかとなり、次々に他の窓が割られ、ついにはコミュ ニティの衰退と大きな犯罪を招くことになる。要するに、軽微な犯罪や 無秩序状態の放置は、より重大な犯罪や地域の無法地帯化につながる危 険性を胚胎するものなのであった。この理論はやがて、犯罪都市として 知られたニューヨーク市における革新的な警察活動戦略に結びつけられ ることとなる。1994年、ニューヨーク市警察当局は、無秩序状態と銃器 暴力という2つの問題に対処すべく、ルドルフ・ジュリアーニ市長の号 令の下、割れ窓理論を、ゼロ・トレランス(Zero Tolerance)ないし秩 序維持ポリシング(Order-Maintenance Policing)として知られる警察 活動戦略へと翻案した。これは、あらゆる違法行為に対する逮捕を要求 するゼロ・トレランス (= 寛容ゼロ) の貫徹を企図し、社会的無秩序に 対して法令を積極的に適用する戦略であり、警察当局はこの戦略を実施 すべく、停止・身体捜検 (stop-and-frisk) 活動の展開という計画的な政 策を採用した。無秩序に対するポリシングは、より重大な犯罪問題を招 来するかもしれない軽微な無秩序への介入と逮捕を要求するものであっ 7226

結局のところ、ゼロ・トレランス戦略は、厳罰主義と同視される積極的・攻撃的なポリシングを指すものであるが、このニューヨーク市の試みは、犯罪率の劇的な減少によって広く喧伝されるところとなり、アメ

リカ国内のみならず、世界各国の諸都市における犯罪統制戦略にも、大きな影響を及ぼしている。しかし、問題も指摘されている。

逮捕者の増加による刑務所等への過剰収容が施設内処遇の劣悪化を招 き、再犯の防止可能性が低下することや、この戦略が結局、社会的に差 別された者を特定の場所から排除するにとどまり、社会的に犯罪問題を 解決したとは言い難いことなどが挙げられる27。また、軽微な犯罪による 逮捕が被逮捕者に与える長期的な影響に注目すべきであるとの見解もあ る。すなわち、被逮捕者の労働市場への参入の際に逮捕の前歴が障碍と なりうることや、軽微犯罪による逮捕が被逮捕者とその家族・友人らの、 間で警察の正統性を永続的に毀損すること、軽微犯罪による逮捕の可能 性が高い若者については、逮捕された後の再犯率が高いレベルにあるこ となどが指摘されている28。さらに、ゼロ・トレランス戦略は種々の要因 から人種的ポリシングに陥る傾向があるとの批判がある。それによると、 ニューヨーク市の秩序維持ポリシングは、その標的とする無秩序状態や 暴力の集中する地域(高レベルの貧困と社会的分裂を抱えた都市近郊地 域)に警察の資源と努力をより一層投入するのであるが、かかる地域の 多くは人種的マイノリティの多く居住する地域であった。この戦略の適 用は人種的不均衡を示すことが知られており、それゆえ、ニューヨーク 市における秩序維持ポリシングと停止・身体捜検活動は、マイノリティ・ コミュニティへの烙印効果を伴う人種的ポリシングのスタイルを生み出 すとともに、都市においてすでに紛争を生じている人種的不和を拡大す るものとなった、というのである²⁹。

そもそも、ゼロ・トレランス戦略は、その着想源とされる割れ窓理論とは相反する内容を含んでいる。Kelling と Coles は、割れ窓理論の解釈には往々誤りが見られるとし、「割れ窓」を「街頭一掃」(streetsweeping)戦略ないし厳格取締り政策に翻案することを批判している。彼らによれば、割れ窓理論は「路上生活者を含む市民と警察が密接に協力して、近

隣地域のきまりを定めることを提案」するものであり、「近隣地域のルールは、そのほとんどが逮捕以外の手法(教育、説得、カウンセリング、命令)によって執行されるべきであり、逮捕はそれ以外のやり方がすべて失敗したときの最後の手段にすぎな〔い〕」ものであった³0。ニューヨーク市の秩序維持ポリシングは、それに反して、あらゆる法律違反への逮捕を強調していた。ある論者によれば、この戦略は、「割れ窓を修理することとはほとんど関係がなく、〔むしろ〕窓を壊す者たち、またはいかにも窓を壊しそうに見える者たち、あるいは・・・・外国人・・・・もしくはアウトサイダーを逮捕することと大いに関係がある」³1。

3) コミュニティ・ポリシング

コミュニティ・ポリシング (Community Policing) は、単一の固定的 なプログラムではなく、各種の具体的な警察実践を総称的に表現するも のである。1980年代から試みられてきた諸都市での取組みは、従来型の 警察活動を改良し、地域コミュニティとの協力・連携を通じて犯罪予防 を試みるものであった32。コミュニティ・ポリシングないし問題志向型ポ リシング (Problem-Oriented Policing) を支持する Kelling と Coles は、 割れ窓理論を背景に、コミュニティに基盤を置いた犯罪予防アプローチ を推奨する。彼らは、警察活動に関する従来的な受け身型の法執行モデ ルには限界があり、秩序維持・犯罪予防に市民が一定の寄与をなすべき ことを要求してもよい(究極的には、市民自身の行動を通じて近隣地域 に秩序感覚を育てなければならない)とし、この点を踏まえた新しい警 察活動モデルとして、コミュニティ・ポリシングなどの予防モデルを提 唱している33。コミュニティ・ポリシングとして警察により実施されてい る具体的な施策としては、近隣監視(Neighborhood Watch)グループ の組織化、コミュニティ・ミーティング(community meeting)や犯罪 予防セミナーの開催、戸別訪問、ニュースレターの発行、薬物教育プロ

ジェクト、メディアを通じてのキャンペーン、馬や自転車でのパトロール、警察の出張窓口(police storefronts)の設置などが挙げられる³⁴。

コミュニティ・ポリシングの一環として実施されてきた諸施策の効果 については、多くが消極的に評価されている。例えば、最もよく知られ たプログラムである近隣監視は、犯罪予防にはほとんど効果がないとさ れている。最も犯罪率の高い地域は、住民がこの活動への参加を最も渋 る地域であるというのが、その一因である。住民の犯罪恐怖については、 近隣監視はむしろこれを増すとさえ言われている。また、コミュニティ・ ミーティングが中心的な役割を果たしたコミュニティ・ポリシングのプ ログラムでも、何ら犯罪の減少は認められなかったとされる35。さらに、 犯罪減少と犯罪恐怖の低減に加えて、「生活の質」(quality of life) の向 上がコミュニティ・ポリシングの目標とされる場合がある。これは、秩 序維持の重要性を強調する割れ窓理論で前提とされていたものであるが、 先に述べたように、ゼロ・トレランス戦略に見られる攻撃的なポリシン グと、しばしば結びつけて理解された。しかし、ゼロ・トレランスの攻 撃性は、コミュニティを疎外し、警察とコミュニティとのパートナーシ ップという目標を台無しにする危険性を胚胎していた36。Kelling と Coles は、コミュニティの秩序回復の努力は、住民と刑事司法制度を取り結ぶ 完全なパートナーシップを構築しなければ長期的に成功することはでき ない、と主張しているタフ。攻撃的ポリシングが割れ窓理論と整合しないこ とは明らかであった。ゼロ・トレランス・ポリシングに言わば曲解され た割れ窓理論のオリジナルな内容を見直し、生活の質を高めるポリシン グの可能性を支持する見解は少なくない38。しかし、他方、秩序維持の警 察活動の領域は広汎で、かつその内容もある程度柔軟に解されるとする なら、それは常に、連邦憲法で保障された市民的自由の毀損に及ぶ危険 性を秘めている。その境界を確定することは容易ではない。Kelling と Coles も、その著書で多くの訴訟事件を取り上げ、秩序維持を志向するポリシ

アメリカにおける犯罪のリスクと個人のセキュリティ――今野・髙橋 ングが孕む法的アポリアに応接しようとしているが、この問題の解決は 今後の判例の蓄積によるところが大きいと思われる。

おわりに

アメリカにおける犯罪への対応は、60年代を境とする犯罪率の急激な上昇を契機として、その歴史的なパターンをリベラルから保守主義へとラディカルに変容させてきた。それは、高犯罪率の常態化をもはや所与として受け入れざるを得なくなった市民たちの間で、マスメディアのセンセーショナリズムも影響して、犯罪に対する恐怖感情が持続的に高まっているという事情を背景としている。犯罪リスクの普遍化・常在化の観念の囚人と化した市民が求めるのは、自分たちの身体と財産を害するかもしれない、種々のリスキーな逸脱者の排除である。それは、「三振アウト法」に見られるように、犯罪者の社会復帰を前提としない恒久的な犯罪者隔離の要求や、厳格な秩序維持を志向する攻撃的ポリシングの支持などの形で現れることがある。また、プライヴァタイゼーションの側面として、西欧の国々と同様、犯罪リスクの低減に関わる排除と自衛のために、セキュリティ商品の積極的購入という個人的対応や、要塞としてのコミュニティ形成(ゲイテッド・コミュニティなど)を志向する動きが、一層頻繁に見出されてもいる。

その一方で、犯罪恐怖の上昇は、犯罪の背景や実態を見失わせる危険性を孕んでいる。実際、すでに述べたように、種々の犯罪統計等からは、犯罪リスクの空間的・社会的な偏り、すなわち、一般的に最も貧しく、地域社会の荒廃が問題となっている、マイノリティが多く居住する地域コミュニティに、加害と被害の両方が集中する傾向を看取しうる。また、ニューヨーク市における秩序維持ポリシングは、アフリカ系アメリカ人

法政論叢----第31号(2004)

市民に対して、他の人種と比べて不釣合いに重い社会的コストを負わせることが指摘されている。警察によるバランスを欠いた監視や苛酷な処遇の結果、アフリカ系アメリカ人の間に、ポリシングの法律が不公正・不当であるとの感覚や、公共生活における人種的な公民権剝奪(racial disenfranchisement)の感情を醸成する可能性がある³9。このような事態は、犯罪対策に取り組む警察当局にとっても、決して望ましいものではないはずである。特に、コミュニティを基盤とした犯罪予防プログラム(コミュニティ・ポリシングなど)が強力に推進されつつある以上、困難な地域コミュニティを疎外することはそうしたプログラムの効果を大幅に弱める結果を招こう。

本論文が取り扱ったテーマは、犯罪と個人のセキュリティをめぐりアメリカで展開されている多様な取り組みの一部に関わるものにすぎない。我々の研究プログラムにとって、アメリカの犯罪問題にかかわる、より顕著な部分の検討が重要な意味をもつ。すなわち、銃器問題である。今後、アメリカの犯罪問題における銃器の占める地位および意味の特殊性(アメリカ的例外性とも言うべきもの)に着目しつつ、研究を継続することにしたい。

詳

- 1 「今野・高橋 2003]
- ² [Ruth and Reitz 2003: Chapter 1]
- 3 [Harcourt 2003]
- 4 [Harcourt 2003: 4]
- 5 銃規制の賛否については、国内を二分する議論が長く続けられてきた。犯罪率との 関係では、銃規制は犯罪の減少には結びつかないという説を唱える研究者も存在す る。
- ⁶ [Ruth and Reitz 2003: Chapter 3], [LaFree 1998]
- ⁷ ラフリーは、UCR の 7 つの指標犯罪について、1946年~1995年までの動向を統計的 に分析し、それらがすべて密接に関連していることを明らかにした。詳しくは、[LaFree

アメリカにおける犯罪のリスクと個人のセキュリティ――今野・髙橋

19987

- ⁸ [Fagan and Wilkinson 1998]
- 9 [Ruth and Reitz 2003: 70 et s.]
- ¹⁰ [Ruth and Reitz 2003:1]
- 11 [岡本 1996]
- 12 アメリカの行刑に関する解説として、「齋藤 2004〕 を参照。
- ¹³ [Ruth and Reitz 2003: Chapter 3]
- 14 [Ruth and Reitz 2003: Chapter 1]
- ¹⁵ [Ruth and Reitz 2003: Chapter 1]
- 16 [Cook and Laub 1998]
- ¹⁷ [Ruth and Reitz 2003: Chapter 5]
- 18 [Blakely and Snyder 1997]
- 19 [Blakely and Snyder 1997:15]
- 20 [村山 1987:360]
- ²¹ [Kelling and Coles 1996:70 et s.] (邦訳 2004:81以下)。直接引用の際は、邦訳 書の訳文に従っている。
- ²² [Ruth and Reitz 2003: 127]
- 23 [Kelling and Coles 1996:7] (邦訳 2004:9)
- ²⁴ [Wilson and Kelling 1982]
- 25 割れ窓理論についての邦文による紹介として、例えば、[大塚 2001] を参照。
- ²⁶ [Fagan and Davies 2003: 193-194]
- 27 [守山 1999:176]
- 28 [Sherman and Eck 2002:311, 315]。Sherman らは、種々の犯罪予防政策を根拠 に基づき科学的に検証しようとする研究プログラムを進めている。彼らの研究を紹介した邦文文献として、「原田 2003=2004] がある。
- 29 [Fagan and Davies 2003:195]。統計上、秩序維持ポリシングおよび銃器を標的とした攻撃的な停止・身体捜検活動において、苛酷なポリシングに曝される割合が他の人種と比べて不釣合いに高いのは、アフリカ系アメリカ人である。[Fagan and Davies 2003:207 et s.]
- 30 [Kelling and Coles 1996:22-23] (邦訳 2004:27)
- ³¹ Bernard E. Harcourt, 'Reflecting on the Subject: A Critique of the Social Influence Conception of Deterrence, the Broken Windows Theory, and Order-Maintenance Policing New York Style', *Michigan Law Review* 97 (1998): 291, quoted in [Fagan and Davies 2003: 196].
- 32 日本の警察関係者による、アメリカにおけるコミュニティ・ポリシングの実践例の

法政論叢——第31号(2004)

紹介として、「河邊 1994〕を参照。

- 33 [Kelling and Coles 1996; 101 et s.] (邦訳 2004:118以下)
- 34 [Skogan and Hartnett 1997: 5-6]
- 35 これらの評価については、「Sherman and Eck 2002;316 et s.] を参照。
- 36 [Ruth and Reitz 2003: 142]
- 37 [Kelling and Coles 1996: 234] (邦訳 2004: 265)
- 38 [Ruth and Reitz 2003: 142-143]
- 39 [Fagan and Davies 2003: 208-209]

引用・参考文献

- Best, J. (1999) Random Violence: How we talk about new crimes and new victims, University of California Press.
- Blakely, E. and M. Snyder (1997) Fortress America: Gated communities in the United States, The Brookings Institution.
- Cook, P. J. and J.H. Laub (1998) 'The unprecedented epidemic in youth violence', in M. Tonry and M.H. Moore (eds.) Youth Violence, University of Chicago Press.
- Fagan, J. and D.L. Wilkinson (1998) 'Guns, youth violence, and social identity in inner cities', in M. Tonry and M.H. Moore (eds.) Youth Violence, University of Chicago Press.
- Fagan, J.A. and G. Davies (2003) 'Policing guns: order maintenance and crime control in New York', in B.E. Harcourt (ed.) Guns, Crime, and Punishment in America, New York University Press.
- Garland, D. (1996) 'The limit of the sovereign state: strategies of crime control in contemporary society', *British Journal of Criminology*, 36(4): 445-471.
- Garland, D. (2000) 'The culture of high crime societies: some preconditions of recent "law and order" policies', *British Journal of Criminology*, 44: 347-475.
- Hale, C. (1996) 'Fear of Crime: a review of the literature', *International Review of Victimology*, 4:79-150.
- Harcourt, B.E. (2003) 'Introduction', in B.E. Harcourt (ed.) Guns, Crime, and Punishment in America, New York University Press.
- Hope, T. (2000) 'Inequality and the clubbing of private security', in T. Hope and R. Sparks (eds.) *Crime, Risk and Insecurity*, Routledge.
- Jones, T. and T. Newburn (1998) Private Security and Public Policing, Oxford University Press.

アメリカにおける犯罪のリスクと個人のセキュリティ――今野・髙橋

- Kelling, G.L. and C.M. Coles (1996) Fixing Broken Windows: Restoring order and reducing crime in our communities, Simon & Schuster. 〔ケリング他(小宮信夫監訳)『割れ窓理論による犯罪防止』文化書房博文社、2004年.〕
- LaFree, G. (1998) Losing Legitimacy: Street crime and the decline of social institutions in America, Westview Press. [ラフリー (宝月誠監訳)『正統性の喪失――アメリカの街頭犯罪と社会制度の衰退』東信堂、2002年.]
- Loader, I. (1997) 'Private security and the demand for protection in contemporary Britain'. *Policing and Society*, 7: 143-162.
- Ruth, H. and K.R. Reitz (2003) The Challenge of Crime: Rethinking our response, Harvard University Press.
- Sherman, L.W. and J.E. Eck (2002) 'Policing for crime prevention', in L. Sherman, D.P. Farrington, B.C. Welsh and D.L. MacKenzie (eds.) *Evidence-Based Crime Prevention*, Routledge.
- Skogan, W.G. and S.M. Hartnett (1997) Community Policing: Chicago Style, Oxford University Press.
- Wilson, J. and G.L. Kelling (1982) 'The police and neighborhood safety: Broken Windows'. *Atlantic Monthly*. March 1982: 29-38.
- 大塚 尚 (2001)「破れ窓理論 (Broken Windows Theory)」『警察学論集』第54巻第 4号、pp.75-87.
- 岡本美紀 (1996)「アメリカ合衆国における『1994年暴力犯罪統制及び法執行法』について――いわゆる『三振アウト』条項を中心として」『比較法雑誌』第29巻第4号, pp.29-55.
- 河邉有二 (1994)「米国におけるコミュニティ・ポリシングの状況――ポートランド市 警察及びサンディエゴ市警察における取り組みについて」『警察学論集』第47巻第11 号, pp.1-29.
- 今野健一・高橋早苗(2003) 「犯罪のリスクと個人のセキュリティ――イギリスとフランスを中心に|『山形大学法政論叢』第28号, pp.69-88.
- 齋藤行博(2004)「行刑の近代化を考える(後)――ドイツとアメリカにおける受刑者処 遇の変遷」『刑政』第115巻第7号,pp.46-55.
- 瀬川 晃 (1996)「犯罪予防論の新局面——英米の『環境犯罪学』が教えるもの」『矯正 講座』第19号、pp.1-21.
- 高橋早苗・今野健一(2003)「リスク社会における個人のセキュリティに関する研究・ 序説|『仙台白百合女子大学紀要』第7号, pp.91-98.
- 浜井浩一 (2002)「増加する刑務所人口と犯罪不安」 『犯罪と非行』第131号, pp.56-91. 原田 豊 (2003-2004) 「根拠に基づく犯罪予防(1)~(3・完)」 『警察学論集』 第56巻第

法政論叢---第31号(2004)

- 9号、pp.68-80; 第56巻第12号、pp.122-138; 第57巻第1号、pp.188-207.
- 松尾浩也 (1971)「刑事司法の運営に関する大統領諮問委員会報告書について」『家庭 裁判月報』第23巻第6号、pp.1-52.
- 村山眞維 (1987)「外国の警察法制の動向——アメリカ」『法学セミナー増刊——警察 の現在』 pp.359-365.
- 村山真維 (1993)「アメリカの警察と市民・人種問題」『ジュリスト』 第1033号, pp.28-40.
- 守山 正 (1999)「犯罪予防論の検討――コミュニティ・ポリシングと環境犯罪学の接点」「警察学論集」第52巻第10号、pp.172-189.
- 守山 正 (2003)「犯罪予防の現代的意義——環境犯罪学の展開」『犯罪と非行』第135号, pp.5-32.